

令和6年第2回臨時会
赤井川村議会会議録
第1日（令和6年4月26日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村
一般会計補正予算（第14号））
第 5 議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例の一
部を改正する条例）

追加日程

- 第 1 小学校適正配置特別 議案第12号 村立学校に関する条例の一部を改正する条例案に
委員会委員長報告 について
第 2 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	阿部 猛 君	2番	連 茂 君
3番	曾根 敏 明 君	4番	能登 ゆう 君
5番	川人 孝 則 君	6番	藤門 弘 君
7番	山口 芳 之 君	8番	岩井 英 明 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村 長	馬場 希 君
副 村 長	大石 和 朗 君
会 計 管 理 者	谷 早 苗 君
総 務 課 長	秋 元 千 春 君
住 民 課 長	小 林 義 幸 君
保 健 福 祉 課 長	高 松 重 和 君
産 業 課 長	神 信 弘 君
建 設 課 長	釣 賀 謙 一 君
教 育 長	根 井 朗 夫 君

教育委員会次長 藤 田 俊 幸 君

◎議会事務局

事 務 局 長 横 井 慎 之 君
書 記 今 泉 央 君

(午前 11 時 00 分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は 8 名です。
定足数に達しておりますので、令和 6 年第 2 回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会に提出されました案件は、専決処分 2 件であります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において 6 番、藤門弘君及び 7 番、山口芳之君を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの 1 日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願ひたいと思ひます。

◎日程第 3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第 3、諸般の報告をさせていただきますと思ひますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願ひたいと思ひます。

第 1 に、本日は地方自治法第 121 条の規定により、1 ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第 2 に、地方自治法第 235 条の 2 の規定により、監査委員より令和 6 年 2 月から 3 月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2 から 3 ページとして配付いたしております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第 4 議案第 24 号

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第 4、議案第 24 号 専決処分事項の承認を求めること

について（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第14号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうからただいま上程をいただきました議案第24号の説明をさせていただきます。

議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年4月26日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、入湯税、特別交付税等並びに施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金等の増額によるものでございます。

それでは、次のページをおめくりください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日、赤井川村長。

続いて、次のページの令和5年度赤井川村一般会計補正予算書（第14号）の1ページ目をお開きください。令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第14号）。

令和5年度赤井川村の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,494万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年3月29日専決、赤井川村長。

続いて、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款村税、既定額に339万9,000円を追加し、3億4,635万4,000円に。これは、5項入湯税の増額でございます。

2款地方譲与税、既定額に135万9,000円を追加し、4,557万7,000円に。これは、1項地方揮発油譲与税で65万3,000円の増、2項自動車重量譲与税で70万6,000円の増額です。

3款利子割交付金、既定額から2万1,000円を減じ、4万2,000円に。

4款配当割交付金、既定額に10万8,000円を追加し、40万8,000円に。

5款株式等譲渡所得割交付金、既定額に15万7,000円を追加し、47万7,000円に。

6款法人事業税交付金、既定額に57万2,000円を追加し、299万8,000円に。

7款地方消費税交付金、既定額に575万2,000円を追加し、3,275万2,000円に。

8款自動車取得税交付金、既定額に23万5,000円を追加し、34万6,000円に。

9款自動車税環境性能割交付金、既定額に117万3,000円を追加し、417万3,000円に。

続いて、3ページに移ります。11款地方交付税、既定額に975万6,000円を追加し、11億8,309万8,000円に。

16款道支出金、既定額に25万8,000円を追加し、9,523万8,000円に。これは、2項の道補助金の増額でございます。

19款繰入金、既定額から2,300万円を減じ、2,497万9,000円に。これは、2項基金繰入金からの減額でございます。

歳入合計、既定額から25万2,000円を減額し、29億2,494万1,000円となります。

続いて、4ページ目をお開きください。歳出です。4款衛生費、補正の増減はありませんが、財源内訳の変更がございます。

5款農林水産業費、既定額に25万8,000円を追加し、1億7,303万8,000円に。これは、1項農業費の増額でございます。

12款予備費、既定額から51万円を減額し、62万1,000円に。

歳出合計といたしましては、歳入と同額の既定額から25万2,000円を減額し、29億2,494万1,000円となります。

続いて、5ページに移ります。第2表、繰越明許費、5款農林水産業費、1項農業費、事業名、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金、金額は350万4,000円を追加いたします。

次に、飛んで8ページに移ります。2、歳入、1款村税、5項入湯税、1目入湯税、既定額に339万9,000円を追加し、639万6,000円に。内訳は、リゾート施設の営業再開により施設利用者が増加したことにより、収納実績が増加したための増でございます。

続いて、9ページです。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、既定額に65万3,000円を追加し、985万3,000円に。内訳は、交付額の確定による増でございます。

同じく9ページ中段です。2款2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、既定額に70万6,000円を追加し、2,970万6,000円に。内訳は、交付額の確定による増でございます。

続いて、10ページです。3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、既定額から2万1,000円を減じ、4万2,000円に。内訳は、交付額の確定による減でございます。

続いて、11ページです。4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、既定額に10万8,000円を追加し、40万8,000円に。内訳は、交付額の確定による増でございます。

続いて、12ページです。5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、既定額に15万7,000円を追加し、47万7,000円に。内訳は、交付額の確定による増でございます。

続いて、13ページです。6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、既定額に57万2,000円を追加し、299万8,000円に。内訳は、収納実績による増でございます。

続いて、14ページです。7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、既定額に575万2,000円を追加し、3,275万2,000円に。内訳は、交付額の確定による増でございます。

続いて、15ページです。8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車所得税交付金、既定額に23万5,000円を追加し、34万6,000円に。内訳は、交付額の確定による増でございます。

続いて、16ページです。9款自動車税環境性能割交付金、1項自動車税環境性能割交付金、1目自動車税環境性能割交付金、既定額に117万3,000円を追加し、417万3,000円に。内訳は、交付額の確定による増でございます。

続いて、17ページ、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、既定額に975万6,000円を追加し、11億8,309万8,000円に。内訳は、交付税の確定による増でございます。

続いて、18ページです。16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、既定額に25万8,000円を追加し、4,844万9,000円に。内訳は、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金の増額でございます。

続いて、19ページです。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額から1,300万円を減じ、800万円に。内訳は、地方交付税の増額等により、財源不足が解消される見込みのための減額でございます。

同じく19ページ中段、19款2項4目減債基金繰入金、既定額から1,000万円を減じ、ゼロに。内訳は、地方交付税と同様でございます。

続いて、20ページです。歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、金額の増減はございませんが、財源内訳の変更でございます。

続いて、21ページです。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、既定額に25万8,000円を追加し、4,012万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金の増額で、対象者が増加したことによる増額でございます。

続いて、22ページです。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から51万円を減じ、62万1,000円に。内訳は、歳出のバランスを取るためのものでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第14号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第24号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第24号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第14号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第25号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） ただいま上程いただきました議案第25号につきまして、今年度の税制改正に伴う赤井川村税条例改正の専決処分となっております。なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

それでは、議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年4月26日提出、赤井川村長。

条例改正及び専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、赤井川村税条例の一部を改正し、令和6年4月1日より施行する必要があるため、令和6年3月31日に公布しているものです。

次のページになります。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日、赤井川村長。

議案46ページの改正要点資料を御覧ください。今回のこの改正条例につきましては、地方税法並びに関係政省令の改正が行われたことにより、総務省から示されている条文に合わせて条例改正を行っております。法令改正に伴う引用条項や諸規定の整備に関する事項につきましては説明を省略させていただき、主な改正点についてご説明いたします。第34条の7の改正は、法律改正に合わせた改正であり、公益信託の見直しに伴う規定の整備となります。公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行としており、条例改正による影響は特にありません。

第51条の改正は、村民税において職権による減免を可能とする規定の追加であり、令和6年4月1日に施行となります。条例改正による影響は、災害時等に減免申請を必須とせず、円滑な申請処理が可能となります。

第71条の改正は、固定資産税において職権による減免を可能とする規定の追加であり、令和6年4月1日に施行となります。条例改正による影響は、災害時等に減免申請を必須とせず、円滑な申請処理が可能となります。

第139条の3の改正は、特別土地保有税において職権による減免を可能とする規定の追加であり、令和6年4月1日施行となります。条例改正による影響は、災害時等に減免申請を必須とせず、円滑な申請処理が可能となります。

附則第4条の2の改正は、不要になる規定の削除であり、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日が施行となり、条例改正による影響は特にありません。

附則第7条の5から附則第7条の8の改正は、定額減税の規定の新設であり、令和6年4月1日施行となります。条例改正による影響は、個人住民税について1人1万円が定額減税が適用されます。

附則第8条の改正は、定額減税の規定の新設に合わせて改正するものであり、令和6年4月1日施行となります。条例改正による影響は特にありません。

次のページになります。附則第10条の2第14項の改正は、特定のバイオマス発電設備の償却資産に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備であり、令和6年4月1日施行となります。条例改正による影響は特にありません。

附則第10条の2第24項の改正は、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した家屋等に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の整備であり、令和6年4月1日施行となります。条例改正による影響は特にありません。

附則第10条の3第3項の改正は、法律改正に合わせて新設するものであり、令和6年4月1日施行となります。条例改正による影響は、認定長期優良住宅に係る特例について申請書の提出を必須としないようになります。

附則第11条から附則第15条の改正は、法律改正に合わせて改正するものであり、令和6年4月1日施行となります。条例改正による影響は、土地に対する特例の年度が更新されます。

別表第1の改正は、第34条の7と同様に法律改正に合わせて改正するものであり、公益信託の見直しに伴う規定の整備となります。公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行としてあり、条例改正による影響は特にありません。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第25号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第25号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） 次に、小学校適正配置特別委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

◎追加日程第1 小学校適正配置特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） よって、追加日程第1、小学校適正配置特別委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人小学校適正配置特別委員会委員長。

○小学校適正配置特別委員会委員長（川人孝則君） 小学校適正配置特別委員会審査結果報告書。

本委員会3月定例に付託されました議案第12号 村立学校に関する条例の一部を改正する条例案については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものとしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へ。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号 村立学校に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第12号 村立学校に関する条例の一部を改正する条例案については、委員長の報告のとおり可決することで決定されました。

◎日程の追加

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第2として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程第2、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 議会運営委員会委員長申出

○議長(岩井英明君) 次に、追加日程第2、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和6年第2回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和6年第2回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

（午前11時25分閉会）